

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第1回）

◆開会年月日	令和7年2月18日（火曜日）				
◆開催の場所	第3委員会室				
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員	員
	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員	員
	森 覚	委員	吉岡 健	委員	員
	中島綾菜	委員	斉藤雄二	委員	員
	平山杏香	委員	松井優美子	委員	員
◆欠席委員	なし				

◆協議事項 2月定例会の運営について

◆議事内容

午前10時00分開会

1 参考資料の差し替えについて

「第9号議案 令和7年度草加市一般会計予算」に係る参考資料の一部に誤りがあり、執行部から別紙正誤表のとおり訂正したい旨の申し出があった。

そのため、SideBooks内の参考資料を訂正後の参考資料に差し替えさせていただく。

→ [了解](#)

2 市長提出議案について

・議案 37件 報告 4件 → [了解](#)

なお、第1号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第10号）は、ふるさと納税寄附額が見込みを上回り、ポータルサイト運営に係る委託料等に不足額が生じるため、第26号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、条例施行前に市民への周知期間を確保するため、できるだけ早期にほかの議案に先んじて議決をする必要があることから、開会日に質疑・討論・採決を行う。

→ [開会日に質疑・討論・採決を行うことを決定](#)

質疑通告は、なし。 → [了解](#)

（各団長へは執行部から、各委員には事務局から既に説明済み）

委員会付託は省略することといたしたい。 → [省略することを決定](#)

討論通告は、委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。 → [了解](#)

採決の方法は、電子採決。 → [電子採決によることを決定](#)

3 代表質問について

代表質問は、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、会派構成員の数の多い会派から行う（同数のときは抽選）こととなっている。

→ [草加自民党・無所属の会とSOKA新政（7人会派）及び市民共同と立憲民主党（2人会派）は構成員が同数のため抽選を実施](#)

入室順	①草加自民党・無所属の会	②SOKA新政、
	①市民共同	②立憲民主党
予備抽選	①SOKA新政	②草加自民党・無所属の会、
	①立憲民主党	②市民共同
本抽選	①草加自民党・無所属の会	②SOKA新政、
	①市民共同	②立憲民主党

→ 2月25日(火)に、①草加自民党・無所属の会、②SOKA新政、
③公明党

2月26日(水)に、④市民共同、⑤立憲民主党

の各代表者がそれぞれ行うことを決定

質問者については、2月19日(水)の午後5時までに、議会事務局へ報告願
いたい。

また、すでに決定している場合は、お知らせいただきたい。

【各会派からの報告】

- ①草加自民党・無所属の会…芝野議員
- ②SOKA新政…鈴木議員
- ③公明党…石川議員
- ④市民共同…佐藤憲和議員
- ⑤立憲民主党…菊地議員

なお、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、発言時間は答弁を
含めずに1人60分以内で、発言時間を終了した場合は、質問中であってもその
発言を打ち切り答弁に移行することになっている。 → 了解

4 請願・陳情について

・請願 なし 陳情 3件 → 了解

なお、陳情第3号は、参考資料として別途資料が添付されているが、資料につ
いては議会事務局に保管している。 → 了解

5 市長提出議案に対する質疑(第9号議案)について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、開会日に一般会計予算特
別委員会を設置し、一般会計当初予算(第9号議案)を付託することから、第9
号議案に対する質疑をほかの議案に対する質疑に先立ち開会日に行うもの。

なお、第9号議案に対する質疑の発言通告は、令和4年12月15日の議会運
営委員会の決定により、一般会計当初予算の議案について、総括的な質疑に限り
本会議での議案質疑が認められている。 → 了解

質疑通告は、なし。 → 了解

6 特別委員会の設置及び議案の委員会付託について

市長提出議案に対する質疑（第9号議案）終了後、特別委員会の設置及び第9号議案の委員会付託を行うもの。

→ 特別委員会を設置し、第9号議案を付託することを決定

なお、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、特別委員会の名称等は、次のとおりとなっている。

- ①特別委員会の名称は、一般会計予算特別委員会
- ②委員の定数は13名となっているが、12名とすることを、令和6年1月16日の各会派交渉会の協議により決定されている。
- ③委員の選出は、令和6年1月16日の各会派交渉会の協議により会派枠が決定されている。 → 了解

7 一般会計予算特別委員会委員の選任について

各会派から選出された次の委員について、選任を行うもの。

草加自民党・無所属の会	白石議員、芝野議員、小川議員（3名）
SOKA新政	田川議員、吉岡議員、佐藤利器議員、関議員（4名）
公明党	堀込議員、藤原議員、金井議員（3名）
市民共同	選出なし
立憲民主党	菊地議員（1名）
無所属	平野議員（1名）

→ 了解

8 一般会計予算特別委員会正・副委員長互選結果報告について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、一般会計予算特別委員会委員の選任後に休憩をとり、第1・2委員会室において委員会を開催し、正・副委員長の互選を行う。 → 了解

また、本会議再開後、正・副委員長の互選結果報告を行う。 → 了解

9 議案の委員会付託について

- ・総務文教 議案 11件 請願 なし
- ・福祉子ども 議案 10件 請願 なし
- ・建設環境 議案 13件 請願 なし

付託案件については、別紙委員会付託表のとおり

→ **別紙委員会付託表のとおり付託することを決定**

一般会計当初予算については、一般会計予算特別委員会に付託する。

→ **了解**

なお、「第25号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、改正条例の所管は総務文教委員会、福祉子ども委員会 及び 建設環境委員会であるが、改正条例を担当した部局（総務部 職員課）を所管する総務文教委員会に付託することといたしたい。

→ **「第25号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は総務文教委員会に付託することを決定**

また、人事案件（公平委員会委員1件、固定資産評価審査委員会委員1件）については、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、委員会付託を省略する。 → **省略することを決定**

10 議案質疑通告者、一般質問通告者及び所管事務の質問通告者について

- ・議案質疑 2名（開会日：0名、通常：2名） 一般質問 13名

→ **了解**

11 会期について

令和6年12月4日の議会運営委員会で内定しているとおり、会期は3月19日までの29日間といたしたい。なお、一般質問通告者の人数及び時間を勘案し、3月14日（金）及び17日（月）は休会となる。

なお、3月14日（金）は休会となるが、当日は市立中学校の卒業式が行われることから、一般質問3日目となった場合は本会議の開議時刻を午後2時からとすることが、令和6年12月23日の各会派交渉会で決定されている。

会期表（案）は別紙のとおり。

→ **3月19日までの29日間とすることを決定**

12 開会日の議事日程について

- ・別紙議事日程のとおり → **別紙のとおりとすることを決定**
（※休憩箇所の確認） → **了解**

13 その他

(1) 意見書等（議員提出議案）について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、意見書等の原案の提出締め切りは3月10日（月）常任委員会開催日3日目、成文の提出締め切りは3月17日（月）一般質問終了予定日の正午までとなっている。 → **了解**

(2) 情報通信技術の活用に関する規程等の制定について

- ①草加市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程
- ②草加市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程
- ③草加市議会情報通信技術の活用に関する本人確認等事務取扱要綱

議会に係る手続のオンライン化を可能とする規定については、草加市議会会議規則及び草加市議会委員会条例の一部を改正（令和6年4月1日施行）し、整備したところ。

この改正に加え、オンラインによる手続を行う場合の具体的な事項（署名に代わる本人確認の方法、議会への提出先など）については、規程等で定める必要があることから①～③を新たに定めるもの。

いずれも令和7年4月1日施行とする。

→ ①～③の案のとおり規程及び要綱を制定することを決定

(3) 政務活動費について

令和6年度政務活動費に係る収支報告書を4月4日（金）までに議会事務局に提出していただく旨の依頼文書を、2月19日（水）に配付させていただく。

→ 了解

午前10時27分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 参考資料正誤表（第9号議案）
- ・ 陳情一覧表
- ・ 議案の委員会付託表
- ・ 議案質疑・一般質問発言者日程表
- ・ 議案質疑・一般質問発言通告書一覧表
- ・ 会期表（案）
- ・ 議事日程
- ・ 草加市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程
- ・ 草加市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程
- ・ 草加市議会情報通信技術の活用に関する本人確認等事務取扱要綱

議会運営委員会協議事項

令和7年2月18日（火）
午前10時 第3委員会室

2月定例会の運営について

1 参考資料の差し替えについて

「第9号議案 令和7年度草加市一般会計予算」に係る参考資料の一部に誤りがあり、執行部から別紙正誤表のとおり訂正したい旨の申し出があった。

そのため、SideBooks内の参考資料を訂正後の参考資料に差し替えさせていただく。

2 市長提出議案について

- ・議案 37件（補正予算 8件、当初予算 10件、条例 15件、
財産取得 1件、財産減額貸付 1件、人事 2件）
- ・報告 4件（専決処分 1件、事業計画 3件）

なお、第1号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第10号）は、ふるさと納税寄附額が見込みを上回り、ポータルサイト運営に係る委託料等に不足額が生じるため、第26号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、条例施行前に市民への周知期間を確保するため、できるだけ早期にほかの議案に先んじて議決をする必要があることから、開会日に質疑・討論・採決を行う。

質疑通告は、なし。

（各団長へは執行部から、各委員には事務局から既に説明済み）

委員会付託は省略することといたしたい。

討論通告は、委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。

採決の方法は、電子採決。

（人事案件を除く当初議案を開会日に先議した先例） ※過去10年

令和6年12月定例会 第88号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第7号）

※当初は開会日に先議予定だったが、付託委員会での審査が終了しなかったことから、一般質問最終日に先議した。

令和6年9月定例会 第71号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第3号）

令和6年6月定例会 第38号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第1号）

令和6年2月定例会 第1号議案 令和5年度草加市一般会計補正予算（第10号）

令和4年6月定例会 第32号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第33号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制

定について

- 令和4年2月定例会 第3号議案 令和3年度草加市一般会計補正予算（第14号）
令和3年9月定例会 第91号議案 リサイクルセンター火災復旧工事請負契約の締結について
平成30年12月定例会 第105号議案 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
平成28年2月定例会 第4号議案 平成27年度草加市一般会計補正予算（第6号）

3 代表質問について

代表質問は、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、会派構成員の数の多い会派から行う（同数のときは抽選）こととなっている。

- | | | |
|----------|-------------------|-----------------------------------|
| 2月25日（火） | ① }
② }
③ } | 草加自民党・無所属の会、SOKA新政（7名）
公明党（6名） |
| 2月26日（水） | ④ }
⑤ } | 市民共同、立憲民主党（2名） |

※ ①②及び④⑤は会派構成員が同数のため抽選により決定

〔抽選方法〕

- ① 委員会室に入室した順序で予備抽選を行う。
- ② 予備抽選の番号順に本抽選を行い、質問順を決定する。

〔抽選実施、結果報告〕

質問者については、2月19日（水）の午後5時までに、議会事務局へ報告願いたい。

また、すでに決定している場合は、お知らせいただきたい。

なお、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、発言時間は答弁を含めずに1人60分以内で、発言時間を終了した場合は、質問中であってもその発言を打ち切り答弁に移行することになっている。

4 請願・陳情について

- ・請願 なし
- ・陳情 3件（別紙一覧表のとおり）

なお、陳情第3号は、参考資料として別途資料が添付されているが、資料については議会事務局に保管している。

5 市長提出議案に対する質疑（第9号議案）について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、開会日に一般会計予算特別委員会を設置し、一般会計当初予算（第9号議案）を付託することから、第9号議案に対する質疑をほかの議案に対する質疑に先立ち開会日に行うもの。

なお、第9号議案に対する質疑の発言通告は、令和4年12月15日の議会運営委員会の決定により、一般会計当初予算の議案について、総括的な質疑に限り本会議での議案質疑が認められている。

質疑通告は、なし。

6 特別委員会の設置及び議案の委員会付託について

市長提出議案に対する質疑（第9号議案）終了後、特別委員会の設置及び第9号議案の委員会付託を行うもの。

なお、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、特別委員会の名称等は、次のとおりとなっている。

①特別委員会の名称は、一般会計予算特別委員会

②委員の定数は13名となっているが、12名とすることを、令和6年12月16日の各会派交渉会の協議により決定されている。

③委員の選出は、令和6年12月16日の各会派交渉会の協議により会派枠が決定されている。

7 一般会計予算特別委員会委員の選任について

各会派から選出された次の委員について、選任を行うもの。

草加自民党・無所属の会	白石議員、芝野議員、小川議員（3名）
SOKA新政	田川議員、吉岡議員、佐藤利器議員、 関議員（4名）
公明党	堀込議員、藤原議員、金井議員（3名）
市民共同	選出なし
立憲民主党	菊地議員（1名）
無所属	平野議員（1名）

8 一般会計予算特別委員会正・副委員長の互選結果報告について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、一般会計予算特別委員会委員の選任後に休憩をとり、第1・2委員会室において委員会を開催し、正・副委員長の互選を行う。

また、本会議再開後、正・副委員長の互選結果報告を行う。

9 議案の委員会付託について

- ・総務文教 議案 11件 請願 なし
- ・福祉子ども 議案 10件 請願 なし
- ・建設環境 議案 13件 請願 なし

付託案件については、別紙委員会付託表のとおり

一般会計当初予算については、一般会計予算特別委員会に付託する。

なお、「第25号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、改正条例の所管は総務文教委員会、福祉子ども委員会及び建設環境委員会であるが、改正条例を担当した部局（総務部 職員課）を所管する総務文教委員会に付託することといたしたい。

また、人事案件（公平委員会委員1件、固定資産評価審査委員会委員1件）については、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、委員会付託を省略する。

10 議案質疑通告者、一般質問通告者及び所管事務の質問通告者について

- ・議案質疑 2名 160分（2時間40分）
 - 0名 なし（0時間 0分）一般会計当初予算の議案質疑
 - 0名 なし（0時間 0分）第1号議案及び第26号議案（先議）の議案質疑
 - 2名 160分（2時間40分）通常の議案質疑
- ・一般質問 13名 640分（10時間40分）
- ・所管事務 なし

11 会期について

令和6年12月4日の議会運営委員会で内定しているとおり、会期は3月19日までの29日間といたしたい。なお、一般質問通告者の人数及び時間を勘案し、3月14日（金）及び17日（月）は休会となる。

なお、3月14日（金）は休会となるが、当日は市立中学校の卒業式が行われることから、一般質問3日目となった場合は本会議の開議時刻を午後2時からとすることが、令和6年12月23日の各会派交渉会で決定されている。

会期表（案）は別紙のとおり。

12 開会日の議事日程について

- ・別紙議事日程のとおり（※休憩箇所の確認）

13 その他

(1) 意見書等（議員提出議案）について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、意見書等の原案の提出締め切りは3月10日（月）常任委員会開催日3日目、成文の提出締め切りは3月17日（月）一般質問終了予定日の正午までとなっている。

(2) 情報通信技術の活用に関する規程等の制定について

- ①草加市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程
- ②草加市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程
- ③草加市議会情報通信技術の活用に関する本人確認等事務取扱要綱

議会に係る手続のオンライン化を可能とする規定については、草加市議会会議規則及び草加市議会委員会条例の一部を改正（令和6年4月1日施行）し、整備したところ。

この改正に加え、オンラインによる手続を行う場合の具体的な事項（署名に代わる本人確認の方法、議会への提出先など）については、規程等で定める必要があることから①～③を新たに定めるもの。

いずれも令和7年4月1日施行とする。

(3) 政務活動費について

令和6年度政務活動費に係る収支報告書を4月4日（金）までに議会事務局に提出していただく旨の依頼文書を、2月19日（水）に配付させていただく。

令和7年度草加市一般会計予算参考資料正誤表

正誤箇所 紙資料196頁・PDF199頁

10款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費の表 情報教育環境整備事業（中学校）〔指導課〕の項 県支出金の欄

誤	正
<u>運動部活動指導員活用事業補助金</u> 66,000	<u>公立学校情報機器整備事業費補助金</u> 66,000

令和7年草加市議会2月定例会

陳 情 一 覧 表

陳情番号	件 名
陳情第 1号	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情
陳情第 2号	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情
陳情第 3号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書

令和7年草加市議会2月定例会

議案の委員会付託表

委員会名	付託件名	
総務文教委員会	<p>第2号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第11号）第1条 歳入全款、歳出中、市長室、総合政策部、総務部、自治文化部、議会事務局及び教育委員会に係る部分、第2条 繰越明許費の補正中、教育委員会に係る部分、第3条 債務負担行為の補正中、自治文化部に係る部分、第4条 地方債の補正</p> <p>第19号議案 草加市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第20号議案 草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第21号議案 草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第22号議案 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第23号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第24号議案 市長の給与の特例に関する条例の制定について</p> <p>第25号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第27号議案 草加市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について</p> <p>第34号議案 財産の取得について</p> <p>第35号議案 財産の減額貸付について</p>	
福祉子ども委員会	<p>第2号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第11号）第1条 歳出中、福祉部、健康推進部及びこども未来部に係る部分、第2条 繰越明許費の補正中、こども未来部に係る部分、第3条 債務負担行為の補正中、福祉部に係る部分</p> <p>第6号議案 令和6年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>第7号議案 令和6年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>第8号議案 令和6年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</p>	

委員会名	付 託 件 名	
	<p>第 1 3 号議案 令和 7 年度草加市国民健康保険特別会計予算</p> <p>第 1 4 号議案 令和 7 年度草加市介護保険特別会計予算</p> <p>第 1 5 号議案 令和 7 年度草加市後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>第 1 7 号議案 令和 7 年度草加市立病院事業会計予算</p> <p>第 2 8 号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第 2 9 号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>	
建設環境委員会	<p>第 2 号議案 令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 1 1 号）第 1 条 歳出中、市民生活部、都市整備部及び建設部に係る部分、第 2 条 繰越明許費の補正中、都市整備部及び建設部に係る部分</p> <p>第 3 号議案 令和 6 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>第 4 号議案 令和 6 年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>第 5 号議案 令和 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>第 1 0 号議案 令和 7 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算</p> <p>第 1 1 号議案 令和 7 年度草加市駐車場事業特別会計予算</p> <p>第 1 2 号議案 令和 7 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算</p> <p>第 1 6 号議案 令和 7 年度草加市水道事業会計予算</p> <p>第 1 8 号議案 令和 7 年度草加市公共下水道事業会計予算</p> <p>第 3 0 号議案 草加市犯罪被害者等支援条例の制定について</p> <p>第 3 1 号議案 草加市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>	

委員会名	付 託 件 名	
	第 3 2 号議案 草加市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 第 3 3 号議案 草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	

発言通告者日程表

			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日					
			2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19					
			(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)					
令和7年 2月定例会			開会日	議案調査日	議案調査日	休会	休会	休会	代表質問	代表質問	予算特別委員会	予算特別委員会	休会	休会	予算特別委員会	予算特別委員会	議案質疑	総務文教委員会	福祉子ども委員会	休会	休会	建設環境委員会	各常任委員会(予備日) 予算特別委員会	一般質問	一般質問	休会	休会	休会	休会	休会	閉会日					
議案質疑 160分 (2時間40分)	1 佐藤憲和 議員 2 平野厚子 議員																80																			
一般質問 640分 (10時間40分)	1 矢部正平 議員 2 並木正成 議員 3 金井俊治 議員 4 藤原みどり 議員 5 堀込彰二 議員 6 森党 議員 7 川崎久範 議員 8 松井優美子 議員 9 小川利八 議員 10 吉岡健 議員 11 平山杏香 議員 12 田川浩司 議員 13 平野厚子 議員																						50	50	50	40	40	40	40	40	40	60	40	40	70	80

令和7年草加市議会2月定例会

議案質疑発言通告書一覧表

順位	発言者及び時間	発言の要旨	メモ
1	20番 佐藤 憲和 議員 80分	1 第13号議案について ア、内容について 2 第14号議案について ア、内容について 3 第17号議案について ア、内容について	
2	6番 平野 厚子 議員 80分	1 第2号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算(第11号) ア、内容について 2 第23号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ア、内容について 3 第27号議案 草加市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について ア、内容について 4 第32号議案 草加市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について ア、内容について 5 第35号議案 財産の減額貸付について ア、内容について 6 第10号議案 令和7年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算 ア、内容について 7 第12号議案 令和7年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算 ア、内容について 8 第13号議案 令和7年度草加市国民健康保険特別会計予算 ア、内容について	

順位	発言者及び時間	発言の要旨	メモ
		<p>9 第20号議案 草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>ア、内容について</p>	

令和7年草加市議会2月定例会

一般質問発言通告書一覧表

順位	発言者及び時間	発言の要旨	メモ
1	14番 矢部 正平 議員 50分	1 職員に関する事柄について 2 国民健康保険団体連合会に関する事柄について	
2	17番 並木 正成 議員 50分	1 水泳及びプールに関する事柄について ア、市立小・中学校のプール設置経過年数について イ、市立小・中学校のプールの年間維持管理費について ウ、令和6年度の水泳授業実施日数と暑さ指数(WBGT)による水泳授業中止日数について エ、市立小・中学校プール老朽化の中での今後の考え方について オ、草加市の水泳に関する施策について 2 蛍光灯製造中止に関する事柄について ア、市立小・中学校教室の照明及び学校夜間照明の現状について イ、市立小・中学校の未使用蛍光灯数について ウ、公共施設内照明のLED化に向けた取組について	
3	10番 金井 俊治 議員 50分	1 地域の動物の問題に関わる事柄について 2 脳脊髄液減少症について 3 創業支援について	
4	3番 藤原 みどり議員 40分	1 子宮頸がんワクチン接種に関する事柄について 2 フレイル予防に関する事柄について	
5	1番 堀込 彰二 議員 40分	1 避難所に関する事柄について 2 ごみに関する事柄について	

順位	発言者及び時間	発言の要旨	メモ
6	2番 森 覚 議員 40分	1 肺疾患予防に関する事柄について 2 八潮市道路陥没に関する草加市の対応について	
7	7番 川崎 久範 議員 40分	1 健全な財政運営の推進について 2 市立病院について	
8	25番 松井 優美子議員 40分	1 地域を支える町会・各種団体等の高齢化について	
9	24番 小川 利八 議員 60分	1 教育行政について ア、ICTを活用した授業について イ、給食について ウ、奥日光自然の家について エ、施設の予約制度について オ、留学・ホームステイについて 2 (仮称) 柿木・青柳エリアグランドデザインについて	
10	18番 吉岡 健 議員 40分	1 農業行政について 2 障がい児・者に対する避難所対応について	
11	8番 平山 杏香 議員 40分	1 防犯カメラについて	
12	16番 田川 浩司 議員 70分	1 終活支援について 2 少子化対策について	

順位	発言者及び時間	発言の要旨	メモ
13	6番 平野 厚子 議員 80分	1 八潮の道路陥没事故並びに災害対策について 2 教育予算と子どもの安心・安全について 3 市長の政治姿勢について	

令和7年草加市議会2月定例会会期表(案)

2月19日(水)～3月19日(水)

(29日間)

日次	月日	曜	開議時刻	摘要
第1日	2月19日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開 会 ○ 開 議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸 報 告 ○ 施政方針演説 ○ 市長提出議案の報告及び上程 ○ 市長提出議案の説明 ○ 市長提出議案に対する質疑(第9号議案) ○ 特別委員会の設置及び議案の委員会付託(第9号議案) ○ 一般会計予算特別委員会委員の選任 ● 一般会計予算特別委員会 ○ 一般会計予算特別委員会正・副委員長の互選結果報告 ○ 市長提出議案に対する質疑(第1号議案及び第26号議案) ○ 委員会付託省略(第1号議案及び第26号議案) ○ 討 論(第1号議案及び第26号議案) ○ 採 決(第1号議案及び第26号議案)
第2日	2月20日	木		議案調査日
第3日	2月21日	金		議案調査日
第4日	2月22日	⊕		休 会
第5日	2月23日	⊕		休 会
第6日	2月24日	⊕		休 会
第7日	2月25日	火	午前10時	○ 代表質問
第8日	2月26日	水	午前10時	○ 代表質問
第9日	2月27日	木	午前10時	● 一般会計予算特別委員会
第10日	2月28日	金	午前10時	● 一般会計予算特別委員会
第11日	3月1日	⊕		休 会
第12日	3月2日	⊕		休 会
第13日	3月3日	月	午前10時	● 一般会計予算特別委員会
第14日	3月4日	火	午前10時	● 一般会計予算特別委員会
第15日	3月5日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長提出議案に対する質疑 ○ 委員会付託省略(第36号議案及び第37号議案) ○ 議案の各常任委員会付託
第16日	3月6日	木	午前10時	● 総務文教委員会
第17日	3月7日	金	午前10時	● 福祉子ども委員会

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第18日	3月8日	⊕		休 会
第19日	3月9日	⊕		休 会
第20日	3月10日	月	午前10時	● 建設環境委員会
第21日	3月11日	火	午前10時	● 各常任委員会（予備日） ● 一般会計予算特別委員会
第22日	3月12日	水	午前10時	○ 市政に対する一般質問
第23日	3月13日	木	午前10時	○ 市政に対する一般質問
第24日	3月14日	金		休 会
第25日	3月15日	⊕		休 会
第26日	3月16日	⊕		休 会
第27日	3月17日	月		休 会
第28日	3月18日	火		休 会
第29日	3月19日	水	午前10時	○ 議案の上程 ○ 委員長報告 ※ 一般会計予算特別委員長報告 ※ 総務文教委員長報告 ※ 福祉子ども委員長報告 ※ 建設環境委員長報告 ○ 委員長報告に対する質疑 ○ 討 論 ○ 採 決 ○ 閉 会

令和7年草加市議会2月定例会

議事日程（第1日）

令和7年 2月19日（水曜日）

午前10時 開 会

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 市長あいさつ
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 諸 報 告
 - (1) 地方自治法第121条第1項の規定による説明員の報告
 - (2) 行政監査、財政援助団体等監査及び例月出納検査結果の報告
- 7 施政方針演説 (10分程度の休憩)
- 8 市長提出議案の報告及び上程
- 9 市長提出議案の説明
- 10 市長提出議案に対する質疑（第9号議案）
- 11 特別委員会の設置及び議案の委員会付託（第9号議案）
- 12 一般会計予算特別委員会委員の選任 (一般会計予算特別委員会)
- 13 一般会計予算特別委員会正・副委員長の互選結果報告
- 14 市長提出議案に対する質疑（第1号議案及び第26号議案）
- 15 委員会付託省略（第1号議案及び第26号議案） (討論通告受付)
- 16 討 論（第1号議案及び第26号議案）
- 17 採 決（第1号議案及び第26号議案）
- 18 次会日程報告
- 19 散 会

草加市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

〔令和●年●●月●●日〕
〔議会告示第●号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、草加市議会会議規則（昭和34年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第166条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した

もの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第166条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第166条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 会議規則第166条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第6条 議会等は、会議規則第166条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなけ

ればならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 会議規則第166条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第166条の2第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第166条の2第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第166条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。))に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第11条 会議規則第166条の2第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第166条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（準用等）

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）から第11条（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第166条の2及び第166の3の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第166条の2及び第166の3の規定並びにこの規程の規定の例による。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

草加市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

令和●年●●月●●日
議会告示第●号

(趣旨)

第1条 この規程は、草加市議会委員会条例（昭和33年条例第21号。以下「委員会条例」という。）に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
- (2) 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- (3) 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(電磁的記録による記録の作成)

第3条 委員長は、委員会条例第30条第5項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等（会議規則第166条の2第1項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第4条 委員会条例第30条第5項の議長が定める措置は、電子署名とする。

(会議規則との関係)

第5条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第24条第1項の規定によるものを除

く。）、作成（委員会条例第30条第1項の規定によるものを除く。）及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第166条の2及び第166の3の規定の例による。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

草加市議会情報通信技術の活用に関する本人確認等事務取扱要綱

令和●年●月●日
議会告示第●号

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4第2項ただし書及び草加市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（令和●年議会告示第●号）第4条第2項ただし書に規定する通知を行った者（議員を除く。）を確認するための措置（以下「本人確認」という。）及び当該通知に係る意思確認の方法を定めることにより、偽りその他不正な目的による通知を防止し、事務の適正な執行に資することを目的とする。

(本人確認)

第2条 本人確認は、電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して行う通知（以下「通知」という。）に次に掲げる本人であることを確認することができる書類の写しを添付させることにより行うものとする。この場合において、法人に対する本人確認を行う場合にあつては、併せて登記事項証明書の写しを添付させるものとする。

- (1) 個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）
- (2) 法令の規定により官公署等（日本年金機構、学校その他官公署に準ずると認められるものを含む。）が発行した書類で、通常本人が保有していると認められるもの

2 本人確認は、法人が通知を行う場合にあつてはその代表者、複数人により通知を行う場合にあつては代表で提出する者について適用する。

3 本人確認をした者が、当該通知の補正等の手続であつて電子メール等が当該者のものであること及び継続した一連の手続であることに矛盾がないことが確認されるときは、第1項の規定にかかわらず書類の写しの添付を省略することができる。

(通知の補正)

第3条 前条の規定による本人確認の結果、通知が本人によるものであると認められない場合又は本人の意思による通知であることに疑義があると認められる場合は、当該通知の補正を求めることができる。

(請願の紹介議員の意思確認)

第4条 通知が請願である場合は、紹介議員に対し事務局職員が当該議員に意思を確認するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本人確認の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。